

衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第20条～第25条により、事業主には上記の対策を講じ、事業場及び作業場の安全衛生管理に努めることが義務づけられています。

また、これらの措置を円滑に遂行するため、とりわけ常時10人以上50人未満の労働者を使用する

- ◆林業 ◆電気業 ◆熱供給業 ◆各種商品卸売業 ◆製造業（物の加工業を含む）
- ◆鉱業 ◆ガス業 ◆燃料小売業 ◆各種商品小売業 ◆家具・建具・じゅう器等卸売業
- ◆建設業 ◆水道業 ◆ゴルフ場業 ◆自動車整備業
- ◆運送業 ◆通信業 ◆清掃業 ◆旅館業

上記以外の事業場には『衛生推進者』を選任するよう省令が発令されています。

選任の条件として、『労働基準局長が定める講習会を修了した者』が挙げられていますので、当協会では下記の要領で『衛生推進者養成講習会』を開催。事業者の皆様をバックアップ致します。

この機会をぜひご利用いただき、ともに労災ゼロ環境を構築していきましょう。

募集要項

開催月日	1回目 平成29年5月31日（水） 2回目 平成29年12月8日（金）
会場	博多中央港湾福祉センター（博多区沖浜町4-30）
受講料	受講料=8,220円・テキスト代=1,080円
教習機関	（公社）福岡県労働基準協会連合会 福岡東支部
時間割	

科 目	時 間
作業環境管理及び作業管理	(2h)
健康の保持増進	(1h) 9:00
安全衛生教育	(1h) ~
関係法令	(1h) 15:05
修了証交付	

※ 教科目は講師の都合で順序が変更になる場合があります。

申込方法

- ①当協会より送付されてきた申請書にご記入、押印の上、郵便にてご返送、もしくは当協会まで直接ご持参下さい。
- ②受講料は下記口座へ、講習1週間前までにお振り込みください。

●銀行振込

（振込手数料は受講者負担でお願いします）

振込先：福岡銀行 古賀支店 普通預金口座：1722090 名義：（公社）福岡県労働基準協会連合会 福岡東支部
--

【ご注意】

- 1) 定員50名になり次第締め切ります。
 - 2) 受講票は、受講日の10日前頃に発信いたします。1週間前までに届かない場合は、お問い合わせ下さい。
 - 3) 既納の受講料は返金致しかねますので、予めご了承ください。
- ◆申込申請書に記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。
 - ◆日程・会場については、都合により変更・取消することもあります。

（公社）福岡県労働基準協会連合会福岡東支部

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX 092-943-0321

()推進者講習受講申請書

号

ふりがな		性別	修了証号	※
氏名		男 女	番	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	修了証交付年月日		※ 年 月 日
現住所	都道府県 市郡			
有資格者 (有免除科目該当者)	(該当するものに○印を付けること)裏面も参照 ・安全管理者 ・安全推進員 ・衛生管理者 ・労働衛生管理員			
事業所名	(電話) — —			
所属所在地	〒			
事業者証明	上記の記載事項に相違ないことを証明します。 印			
連絡先	担当者所属氏名	(電話)	— —	
		(FAX)	— —	
修了証再交付年月日	※	受講希望日		

注) 1. ※印は申込者において記入しないこと。
2. 個人で申込み場合は、免許証(写し)等を添付すること。

実施管理者	受付担当者

平成 年 月 日

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 殿

本申請書にご記入いただいた、氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用は致しませんのでご了承下さい。

安全衛生推進者養成講習の科目の一部の免除を受けることができる者	免除科目
1. 安全管理者の資格を有する者 2. 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習修了者	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進者の職務 設備と作業の安全 災害調査と原因分析 安全衛生教育
1. 衛生管理者の資格を有する者 2. 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく労働衛生管理員講習修了者	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進者の職務 作業環境管理及び作業管理 健康の保持増進 安全衛生教育